

令和2年 7月

臨時農業委員会議事録

日 時 令和2年 7月21日(火) 午前9時30分～

場 所 日高村産業環境課(旧中央農業共済組合) 2階会議室

出席委員

1番	壬生 豊秀	3番	竹田 芳則
4番	岩井 俊一	6番	大和田 博光
7番	藤原 利彦	8番	北添 孝裕
9番	朝山 正敏		

欠席委員 2番 濱田 善久 5番 中山 美佳

推進委員

筒井 祥夫	戸梶 哲男
柏井 康志	森下 眞喜男
正岡 美知男	

出席農業委員会事務局職員

農業委員会	事務局長	松岡 一宏
農業委員会	事務局次長	藤岡 明仁
農業委員会	事務局員	澁谷 修平
産業環境課	会計年度任用職員	鎮西 洋美

1. 本日の会議に付した案件

日程第1 議事録署名委員の選任について

日程第2 第1号議案 5条申請 . . . . . 2件

---

開議の宣告

【午前9時30分 開会】

事務局（松岡 一宏事務局長）

2名欠席ですが、過半数出席で成立しておりますので、始めさせていただきます。今日は、急遽臨時農業委員会をお願いした所、出席いただきましてありがとうございます。今日の案件につきましては、12月に5条申請の中で皆さんにご意見を聞くというかたちで、圃場整備を行っておりましたので、農振農用地だと事務局の方が勘違いしておりました。この土地につきましては、同対事業での換地をやっている関係で、農振農用地からは除外している土地であるという事で、審査した結果を原則的には、ここでご意見をいただいた事に対して、意見をつけて県に提出する。ここの意見を提出者にご報告して、取り下げるのかという事になるんですけど、今回きちんとした審議ができなくて、この中でも今後のやり方について、申請者の方と確認をしながらやるという事になってましたが、事務局のミスで遅れていた中で確認をしていた所、やはり農振農用地から除外されているので、審議の対象として是非審議をお願いしたいという所と、もう1カ所につきましては、6月の申請分ですが、その時、県と確認をしながらやってまして、1種農地と3種農地同時でいく場合、1種農地を優先するというような判断をここではしておりました。県に確認した所、両方の土地であれば3種を優先するという事になりますので、この案件も3種農地扱いでのしっかりとしたご審議をいただいた後、県に意見書をつけて提出するようになります。2つ内容のミスがありましたので、その事について急にお集まりいただきました。すいませんがよろしく申し上げます。

議長（竹田 芳則）

定刻になりましたので、只今より日高村農業委員会令和2年7月の臨時総会を開催いたします。

これより議事に入ります。

最初に、本日の出席委員数は7名で定足数に達しておりますので、令和2年7月日高村農業委員会臨時総会は成立しております。

---

日程第1 議事録署名委員の選任について

議 長（竹田 芳則）

まず最初に日高村農業委員会会議規則第8条の規定により、4番岩井俊一委員、8番北添孝裕委員の両名を指名致します。

なお、本日の会議書記には、鎮西洋美会計年度任用職員を指名します。

---

日程第2 第1号議案 5条申請について

議 長（竹田 芳則）

それでは、日程第2、第1号議案 5条申請の1件目について事務局説明をお願いします。

事務局（澁谷 修平事務局員）

第1号議案の1件目について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議 長（竹田 芳則）

事務局の説明が終わりました。今日につきましては、現地報告は省きます。

先程事務局から説明があった中で、ご意見のある方は挙手を持ってお願いします。

藤原利彦委員

申請地と隣地は、現状はどうなってますか。

事務局（澁谷 修平事務局員）

現地の状況としましては、この写真を撮ったときは、草は生えはじめという印象でした。今の状況は、一面草になってますが、そこまでは背の高い草は生えてないですが、耕作はされてないというのはわかります。北隣は耕作されています。

壬生豊秀委員

12月の委員会には提出されてなかったんですか。

事務局（澁谷 修平事務局員）

農業委員会には一度提出しました。ただ、その時説明させていただいたの

は、圃場整備地なので農振農用地だという事で話をさせていただきました。農振農用地の場合は、除外の申請をまずしていただいて、県の許可が出た後、農業委員会で5条の申請の審議になりますという話をさせていただきました。

事務局（松岡 一宏事務局長）

意見をお聞きしますという事で紹介はさせていただいたし、現地確認の報告もいただいたうえで、皆さんの意見を聞いただけです。審議の対象に、議題に入れてなかったという事です。前回は皆さんのご意見としたら、農地として活用いただけたらという事でした。議事録にもそう記録されてます。

正岡美知男委員

いずれにしても、基盤整備してる土地なので、無理ではないですか。

事務局（松岡 一宏事務局長）

3種要件、役場、駅から300m以内、それ以外の国、県、村等がお金を投資して整備してる土地については、1種農地というのが法律上の在り方です。このあたりは、なかなか高齢な方ばかりが耕作されてますし、隣地は非農地に近い状態でおかれてる土地等もありますが、こういう土地が転用は難しいのかという事であれば、法律上は無理ということになります。何年たとうが無理です。もし非農地になれば、農地ではないので農地法からは外れるんですけど、実際そういう扱いでなければ、換地処分をしてる土地は、なかなか転用は難しいです。そういう所です。

藤原利彦委員

県に提出しても、まず可能性がないのであれば、そういう説明でいくしかないんじゃないですか。

事務局（松岡 一宏事務局長）

5条の申請については村に決定権はないので、あくまでも意見だけで決定は県の方になります。今回、事務局の不手際もあってですね、ご迷惑もおかけしてますので、正式なお答えは出したいというふうには思っておりますので、こういう土地でありながら、農業委員会としては、今日いただいたご意見を記載してあげていきたいなと思っております。

柏井康志委員

私も現地調査をした1人なんですが、このまま農地としては耕作する人もい

ないのではないか。非農地になっていくんではないかと私は思いました。現況の中で、無理矢理制度の中に組み込んでそのままにすると、基盤整備してる土地でも、高齢化が進んで来年耕作出来るかどうかなのに、その人たちを結果的にしぼる事になるのではないかと感じます。もっと有効的にできる事があったら、その人たちにも使わせてあげると考えるのも必要ではないかと私は思います。

事務局（澁谷 修平事務局員）

言われる事はもっともで、活用できる形でできればいいんですが、今回の件については、どうしても法律上は1種農地としか判断できないという事で、県としても条文の中で、いろんな見方をして柔軟にとらえる事ができればという事まで言っていたいたんですが、この書き方については、これ以上やりようがないですという見解をいただいています。太陽光の転用自体厳しい。後、私の方も地権者さんにお詫びもしないといけなかったのが連絡したら、地権者さんの方では、太陽光の案件があったのでという事で断ったらしいですが、生姜で借りたいという話があったそうです。今後、農業委員会としては、人・農地プランの実質化であったりとかで、地元の所有者さんや農家さんの意見を聞きながら、できるだけ農地としてしか使えない土地は、農地として使えるように、そういう方向で取り組みを進めていく必要があるのかなと。

事務局（松岡 一宏事務局長）

実質、県との話し合いの中で、日高村は新電力会社もやっていますという話もさせていただいて。農振農用地はしっかり守らないといけないですが、会社等も含めてそういう自然エネルギーの地消地産みたいな所もありますので、そういう可能性もないでしょうかねという話もさせてもらいながら、ご相談も実際したんですけど、県も言ってる事は分かりますという所でしたけども、現時点での法律上の転用というかたちでは難しいです。村がしっかりした計画地を立てた上でとか、そういう所で相談すればありえるだろうけど、今のままではまず無理です。

藤原利彦委員

今の柏井委員さんの意見はもっともな事で、これ全国的な事になってると思うんですよ。農地法がもう何年も前にできたやつでいってるはずですから、まずそれを見直してもらわないと始まらないんじゃないかと。ここで不採決になったら、県に提出する事もないですよ。

事務局（松岡 一宏事務局長）

今回は県に提出します。したいです。本来は、今回日高村はこういうご意見でしたと申請者に説明して、申請者がそれで取り下げますと言った場合は、提出しないですけど、別にそれがないのであれば、提出します。

藤原利彦委員

そうであれば、提出する時に、柏井委員さんが言ったような意見を、意見書として提出すべきだと思います。

議長（竹田 芳則）

先程事務局から説明がありましたが、採決して賛成、反対ではなくて、この案件に対して意見書を付けて県に提出するようになってます。藤原委員さんが言う事はもつともで、柏井委員さんの意見もそうです。

壬生豊秀委員

申請地の隣のその次の3筆、これも圃場整備地ですよ。これも転用出来ないという事ですね。

事務局（松岡 一宏事務局長）

ここは転用はできません。非農地はできます。10年以上放置されていて、農地としてすぐの復元が難しい土地であるという事が認められれば、非農地となって、非農地となれば農地法は適用外になります。ただ10年間放置となると、近隣には多大なご迷惑をおかけする事になるので、農業委員会としては調査して、何とかして下さいねという話をしていく事になっていくんですけども、非農地になれば、圃場整備地であっても農地ではないので、転用はできるという事になります。

正岡美知男委員

生姜で借りたいという話があったという事ですが、生姜を作れる状態の土地ですか。

事務局（澁谷 修平事務局員）

今回申請がでてる土地の北隣は、実際耕作されている土地で、日当たりもいいです。そういう理由でも太陽光の申請がきたんだと思います。

柏井康志委員

この申請地も、以前はオクラか何か作ってたと思います。

議 長（竹田 芳則）

他に意見はないでしょうか。いろいろな意見がでましたが、その意見を事務局がまとめて、意見書をつけて県に提出したいと思います。

事務局（松岡 一宏事務局長）

代理人には、今日の結果を報告して対応したいと思いますので、よろしくお願ひします。

議 長（竹田 芳則）

他に意見はないでしょうか。なければこの案件について、賛否をとりたいたと思います。農地法第5条第1項の規定による許可申請書審査について、許可相当とする事に賛成の方の挙手をお願いします。

（賛成3名 反対3名）

（可否同数のため、会長も意見を定める → 賛成）

ありがとうございました。賛成4名という事で県に報告します。

---

議 長（竹田 芳則）

続きまして、第1号議案 5条申請の2件目について事務局説明をお願いします。

事務局（澁谷 修平事務局員）

第2号議案について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議 長（竹田 芳則）

事務局の説明が終わりました。この案件も現地報告は省きます。質疑応答にはいりたいと思います。意見のある方は挙手を持ってお願いします。

大和田博光委員

3種農地扱いで許可がおりた場合、そこら辺の土地全部で申請が出た場合、全部許可になるという事ですか。

事務局（澁谷 修平事務局員）

そのへんの所、私も見たんですが、今回と同じケースで、そこら辺の土地が全部ではないですが、役場から半径300mの範囲であれば、転用の申請がきた場合、どうしても許可相当になります。

事務局（松岡 一宏事務局長）

ただ、売電の関係がですね、事前に登録をしておいた場合は、高い値段で売電ができる土地っていうのに設定ができるようです。今後においては、単価が安いので売電目的の転用というのは、事業的になりたなくなるので、出てこなくなる可能性が高いです。今までであれば、いい単価で設定できてたのが、現時点からであれば安い値段でしかできないので、個人での売電目的の転用っていうのは、少なくなるようには思われます。あくまでも思われるだけです。

事務局（澁谷 修平事務局員）

安い値段でも、やりたいという事であれば、転用のできる可能性はありますが、しかし、今までの有利な条件下での転用ではなくなるので、比較的件数は減ってくるのではないかと思います。

大和田 博光委員

太陽光ではなくて、他の転用したいという事でも条件は同じですね。嵩上げする場合もおりますか。

事務局（松岡 一宏事務局長）

嵩上げについては別です。今、村での条例等の設置を検討してる所です。治水の関係で、それからの事になるので、嵩上げ等については、別要件になってくると思います。転用については、役場、駅から半径300mの土地については、1種と3種の場合、3種が優先されます。

藤原利彦委員

この周りの土地を、この前役場が駐車場を作りましたよね。色んな建物がある。●●●があり、●●●●●があり、その中での土地で、これぐらいの土地があるというのは、日高村ではそうないと思うんですが、地主さんの意向はどうなんでしょうか。ここを田のままでおいて田を作る気があるのか。この条件の良い所で他に利用できるのであれば、売りたいよという人もいるのではないかと。地主の意見なんかはどうかなと。



事務局（澁谷 修平事務局員）

本当にそこは大事なところで、人・農地プランの実質化、農家さんはもちろん、ある程度場所をしぼって、地主さんの今後土地をどうしていきたいのか。農地としてずっと使っていくのか。たとえば、貸してる人に作ってもらいたいとか、もうどこかに売りたいとか。そういう意見がある程度見えてくると、農地を今後どう守っていくのかという事を考えていかないといけないと思います。

壬生豊秀委員

この周辺の土地は、地主自身が作ってるいるのは、ほとんどないと思いますが。

事務局（松岡 一宏事務局長）

その確認までは全部できてないですが、営農組合が耕作していたり、岩目地の人が耕作していたり、それと●●さんが耕作しています。

議長（竹田 芳則）

●●さんは、別にも農地があって、営農組合さんが耕作しています。この申請地は、●●さんが耕作していますが、それについても、営農組合さんに耕作できないですかと声はかけてます。まだ返事はもらってないけども。

柏井康志委員

意向を聞く機会をもって、そのうえで話し合いをするのは遅いですか。

事務局（松岡 一宏事務局長）

この案件については、農業委員会の意見をつけてあげていくしかないと思うので、先程澁谷が言ったとおり、人・農地プランの実質化で8月から順次アンケートをとっていく計画をしてますので、アンケートで今後の農地について、地主さんがどんな考えを持っているのかというのを聞いたうえで、地域の皆さんに来ていただいて、話し合いを進めていく。この土地についてはどうやって管理していくのかというのを順次進めていきますので。順番的には今は、下分の圃場整備地から入っていきこうかなと思ってます。ここらについても順次やっていくようになります。

議長（竹田 芳則）

人・農地プランについては全部ではありませんが、事務局が言われた場所を、ピンポイントでやっていく予定です。

事務局（澁谷 修平事務局員）

前回の会で自分の方から説明もしたんですが、正しい説明をしたうえで、皆さんのご意見をあげていただいて、意見書に記載をして県の方に提出したいと思  
います。

議 長（竹田 芳則）

他に意見はないでしょうか。なければ農地法第5条1項の規定による許可申  
請について、許可相当とする事に賛成の方の挙手をお願いします。

（賛成4名 反対2名）

ありがとうございました。賛成4名という事で県に報告します。

---

議 長（竹田 芳則）


今日の案件は終わりました。これで令和2年7月の臨時農業委員会を閉会致  
します。

---

上記の議事録は会の顛末に相違ないことを証し署名します。

令和2年8月5日

議事録署名委員

北添 孝裕 

議事録署名委員

岩井 俊一 